

乳業経営助成に関する陳情書(津市羽所町六十九番地三重縣酪農協會長永田富太郎(第四一四号))

三重縣の緊急開拓事業助成に関する陳情書(三重縣農地委員會會長青木理外三十四名(第四一六号))

うしか野郎除根全額補助庫の陳情書(滋賀縣議會議長河原伊三郎外七名(第四三〇号))

農地調整法の一部改正に関する陳情書(東北地方町村協議會會長高橋清(第四四四号))

主食の増産確保対策並びに馬糞法改正に関する陳情書(東北地方町村協議會會長高橋清(第四四七号))

農地委員會に対する國庫補助増額の陳情書外二件(滋賀縣蒲生郡櫻川村農地委員會外二名(第四四八号))

農地委員會に対する國庫補助増額の陳情書外二百九十七件(群馬縣北甘樂郡新屋村農地委員會會長森平佐平外二百九十八名(第四五〇号))

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

畜産に関する農協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(内閣提出第二二二号)(參議院送付)

家畜市場法を廃止する法律案(内閣提出第二二二号)(參議院送付)

薪炭需給対策に関する件

請願

日程追加

一、茨城縣の電害救済に関する請願(原形君紹介)(第一二二号)

二、零細農家に産米保有量増加の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一六二

号)

三、北相馬郡における食糧供出割當輕減の請願(小野野忠兵衛君紹介)(第二四七号)

四、感謝救済制度実施の請願(森三樹二君紹介)(第三二五号)

五、北佐久郡の食糧供出割當輕減の請願(小林運美君紹介)(第三三九号)

六、南佐久郡の供出割當輕減の請願(小林運美君紹介)(第三三二二号)

七、食糧問題解決のため甘藷人造米製造許可の請願(重富卓君紹介)(第五四一号)

○坂本委員長 ただいまより會議を開きます。

本二十六日參議院より送付されました。畜産に関する農協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案、内閣提出參議院送付第二二二号及び家畜市場法を廃止する法律案、内閣提出參議院送付第二二二号を一括議題に供します。

永井君。

○永井委員 畜産局長に酪農業の經營に対する基本的な当局の態度を伺いた

に思ふのであります。太陽の光線

の恵みの少い地帯は、その恵みの少いだけ反比例して、土地の條件というものが、土地の力を増強して行かなければなら

ないといふことは、議論の余地がないのであります。従つてその地力の増強

の上に立つて畜産地帯の寒地農業といふものが合理的に經營される基礎的な

條件が具備されるわけでありまして、従つて北海道等におけるところの農業の

基礎的な基盤といふものは地力の増強

である。地力の増強のためには、その

農業經營の中に家畜を入れて行かなければならないといふことになるのであ

りまして、その面からしてそういうか

け声だけはあるのであります。北海道八十年の開拓の歴史の上において、

今日牛馬百万頭という目標が置いてあるが、そういう目標がどういふ實際に

現在置かれておるかといへば、牛はだん／＼減つてしまつて五万頭内外しか

ない。馬なんかもだん／＼減つて行く傾向にあつて、逆な方向にあり、しか

も戦後における北海道農業の行政といふものは、開拓をし、土地改良をし、

そして生産の増強をはからなければならぬ。こういう條件にあるにかかわ

らず、實際の具体的な動きといふものは逆行してゐるという状況にあるので

あります。これに対して、畜産局長はどういうふうに考へておるか、そう

いう欠陥がどこにあるか。その欠陥に對してどういふ措置を今後とらうとす

るのか、それを具体的に伺ひたい。

○平田(左)政府委員 北海道の農業經營の根本が、特に寒地であるといふ点

並びに地積の膨大な点よりいたしまして、農産を併用して、あるいは有畜農

業と申しますか、畜産と農業との併用によつて土地の生産力を増大して参る

ことも、これまた事實なのであります

が、結局その根本は食糧問題の窮迫のため、牛馬の飼料となるべき部分が

供出面に迫られてしまつて、その結果當然飼料に當てらるべき土地の利用とい

う方面が食糧の方面に食われて行くといふ實際にあるのであります。この点に

関しましては、北海道を中心としたします。酪農業の方々の切実な叫びとい

は、畜産の振興のために、この酪農經營のごとく飼料の要求の大きな面につ

きましては、あるいは飼料として土地の利用を畜産方面に確保するなり、あ

るいは濃厚飼料等の配給において、畜産の生産とリンクした飼

料の配給をするようにという叫びが、一種の運動の形において展開されて

あることも、われわれが承知いたしておるのであります。それにつきまして農

林當局といたしましても、かねがねそのした要請にこたへまして、あるいは

飼料の配給、飼料の確保の点について、時に通牒を發したり、ある

いは牛乳の生産と飼料の配給とリンクせしめずために、牛乳一石に対して

麦類三斗三升を地域的に配給いたすといふことも約束いたしておたのであ

ります。ところがそういう施策が今日まで食糧面に追われまして、ややもす

ればその実を伴なわなないといふような形になつておりましたので、それもや

な前途に希望を認め得るようになりま

したし、従つて濃厚飼料のリンク配給の点についても、地区々々の時期にお

きましては若干のずれはありますけれども、大体において約束を果して

いようように、その方面の施策についても努力を重ねておるところであり

ますが、なお今後そういう施策をもつと確固たる基盤に置きますために、酪

農を中心としたします飼料との関連の部門につきまして、関係部局とも

よく連絡をとりまして、耕作の確立に向つて目下対策を審議いたしておるよ

うな状況でございますので、この点を了承願ひたいと考えております。

○永井委員 畜産の振興については、農業の經營の面において、適當の飼

料を入れて行くといふことはもちろん必要なことであります。その点が従

來主食の作付増進の増強のためにそれが縮減されて、家畜の入れないやうな

農業經營よりできなかつたといふことが原因の一つでありまして、これに

ついてはただいま局長からお話のありました通りに、飼料の飼料は絶対確保

することによつて、有畜農業の經營によつて狭少の面積から主食用の増

産ができて行く、家畜が入らないことによつて、主食の生産が減退して行

く、こういう点にあるのであります。それから、それはどうしてもがなばつて行

乳を主たる収入として農業経営の中に
加算してあるのでありまして、乳價が
高くなり、乳價と飼料との関係が採算
のとれる期間は牛がずつと伸びて行く
けれども、飼料と乳價との関係がアン
バランスになつて来るとぐつと減つて
しまふ。こういうようなことであつ
て、農業経営そのものの中に家畜とい
うものが消化されていらない経営であつ
たがゆゑに、そのときどきの経済上の
條件によつて殖えたり縮んだりする。
こういうことになつておるのでありま
すから、この点に対しては、農業経営
の中に、乳價というものを考えにおか
ないで、そして農業経営の中に牛を
入れ馬を入れる。こういう経営の姿態
を確立しなければならぬと思ふので
あります。問題はそこにあると思ふの
であります。そこで、ただ頭数だけで
だけあるから酪農業が振興したといふ
ふうな、現物的な形体的な物の觀察で
はいけな思ふのであります。この
の点に対して畜産局長はどういうふう
に考へておられますか。

○平田(左)政府委員 酪農業の発展の
基礎としては、乳價が適当に安定して
農業経営にバランスのとれたようなも
のでなければならぬという御説に対
しましては、これまた同感なのであり
ます。牛乳の價格につきましては、い
ろいろ變遷を経まして、現在では生産
者價格として一合四円何角しになつて
おるのであります。ただこの点は、
牛乳並びに乳製品は乳幼児にとりまし
て一種の必需食糧主食とも見らるべき
ものでございまして、特に都市におき
ましては、人工栄養といふことがだん
だんと多くなるに伴ひまして、この牛
乳の主食と申しますか、乳幼児に対す

る必需性の度合といふこともまたます
ます増加いたしますので、畜産農家と
すればもちろん高かるべきを欲せられ
るのであります。都市の需要者とし
ては、またそこに一定の限界がある。
ちようど米價のような関係に立つ点が
あるかと思ふのであります。結局問
題は、そうした両面を考察いたします
れば、両方に適當な價格にとどまらざ
るを得ないようなわけなのであります
が、さてその價格で牛乳生産者が引合
うか引合われないかという問題のわれ
目は結局やはり飼料の問題に帰着す
るのではあるまいかと考へておるので
あります。飼料の價格が他の食糧等と
一定の均衡を得た價格で供給せられる
ということになります。牛乳の
價格においても、またそうした点より
バランスの得た價格、そして需要者
にもあまり迷惑のかからない價格、に
なり得ることと思ふのであります。け
れども、從來までは、飼料の供給量が非
常に少く、所要の數量を計画的に配
給するといふようなことも実は至難な
事情に推移して参つたのであります。
従つて牛乳の生産農家とされまして
も、この飼料の確保の上におきまして
も、この飼料の確保の上におきまして
も、所要數量を所定のルートによつて、所
定の價格によつて確保するといふこと
が困難な事情がございまして、たため
に、従つてそこに價格のむりな点も生
じて來、従つて経営の困難といふこと
が伴つて來たのではないかと考へるの
でございまして、根本は、一定の牛
乳生産に必要な飼料を適當な價格にお
いて配給を確保する方策を確立するとい
ふことが、酪農業の安定を期する
キイポイントではあるまいかと考へて
おりまして、目下その方面について努

力を重ねておる次第であります。
○永井委員 局長の話は私の質問と逆
でありまして、私は、牛乳といふもの
を主体にして牛を飼うから、乳價の上
り下りによつて牛が減つたり殖えたり
するのだ、そうではなく、むしろ、農
業経営上牛といふものが必要であるなら
ば、乳といふものを考へないで、牛と
いふものを農業経営の中に入れて行く
経営形態といふものを確立しなかつた
ならば、ほんとうの酪農業といふもの
は伸びて行かないのだ、寒地農業とい
うものは確立されないのだ、こういう
ことなのであります。局長の言うよう
に、牛乳の収入といふものを主体にし
て牛を飼うから、従つて乳量を増やす
ために濃厚飼料をやらなければなら
ぬ、濃厚飼料をやるから、今日のよう
に飼料が高くなると引合われないとい
うことで牛が減つてしまふ。こういうこ
とで農業経営そのものがこわれて行
く。こういうことになるのであります
から、そういう從來のような乳價を主
にした飼育ではなしに、乳といふもの
を考へないで、農業経営といふものに
牛といふものを織り込んで行つて、農
業経営といふものを確立するような方
向に持つて行かなければならぬ。その
ためにはどうしても酪農家の生活様式
といふものから切りかえて行かなけれ
ばならぬ。生活の中に溶し込んで行く
と、牛といふものが生活の中に溶け
おるのでありますから、これは切離せ
ない。でありますから、乳價が高くな
ろうと安くなろうと、農業経営の中で
必要な中といふものはぐんぐ伸びて
行くのであります。從來のように、畜
産は畜産として、牛は牛として、経営
と切離して行く、そして飼料といふ

ものは輸入飼料なり濃厚飼料なりでや
つておるといふ経営をやつておるから
だめなんだ、こういうのであります。
そこで、たとえばサイロであるとか畜
舎であるとかいふものに對しては、從
來補助金をやつて相當な施設をしてや
つておるが、乳價が下つて來たり、經
営が成立しないので、それを遊休にし
て牛を捨ててしまふ、サイロなりその他
大きな施設といふものがそのまま捨て
て遊休施設になつておる。こういうふ
うな経営ではいけないのじやないか。
もう少し掘り下げたところから畜産と
いふものを考へて行かなければなら
ぬ。畜産局長のようなお考えだつたら
だめだ。私はこう思ふのであります。そ
の点どういふふうに考へますか。

○平田(左)政府委員 牛を取上げて考
えてみますならば、農業経営上の結び
つきにつきましては、ただいま御議論
になつております牛乳の点と役牛の点
と二つにわかれます。牛乳につ
きましては、これは濃厚飼料の用度
が非常に大なのであります。役牛に
對しては三割、四割といふような濃厚飼
料が必要になつて來るのであります。
で、乳牛を専門とする経営につきま
しては、重点は生産する牛乳の方に置か
れるといふことになつて來るかと思ひ
ますが、農業経営には乳牛のほかには
さらに一般の役牛があり、その方面であ
りますならば、飼料の点におきまして
も比較的少量によつて、しかもその農
業経営上の努力に資力が役立つわけで
ありますので、そして飼料につきま
しても、やはりただいまお述べになり
ましたサイロとかその他の利用により
まして十分に成立する形態があると存
じますので、ここで問題は役牛を考へ

る場合と乳牛を考へる場合とにわかれ
て來るかと思ひますが、何分にも今日
までのところは、かつて百万トンを輸
入しておりましたところの濃厚飼料の
給源が、最近では年間数千トンに減少
いたしましたために、その打撃を最
も受けたものが、お説のごとく飼
料の需要度の一番高いところの乳牛に
なつた、こう考へられるのでありま
して、この点につきましては、輸入飼料
の増量といふようなことと相まちまし
て、漸次昔の方向に向つての回復を期
待して参りたいといふふうに考へてお
ります。

○永井委員 内地方面においてはただ
いま局長が言われたように、役牛がど
ん／＼ふえて行つてゐる。乳といふも
のを対象にしないで、牛乳収入を考へ
ないで、役牛がどん／＼ふえて行つて
ゐるといふこと。それから北海道にお
いては牛乳の収入を考へてゐるがゆゑ
に牛がどん／＼減つてゐる。この現実
を局長は考へなければいけません。なぜ内
地に役牛がどん／＼ふえて行つてゐる
かといふと、農業経営の上に必要な
役牛として消化されて行くからふえて
ゐるのである。ところが北海道におい
ては農業経営から浮いてゐる。それは
牛乳の収入といふものを考へて、その
上り下りによつて縮んだりふえたりす
る。こういうことになつてゐるのであ
ります。そこでその乳牛といふものを農
業経営の中に溶かし込む、そしてそこ
から出て來る乳といふものは賣つて收入
を上げるといふのではなくて、その牛
の乳によつて農家の栄養を補給し、生
活の中にそれを溶かし込む。バター、
チーズをつくるなり、いろ／＼なもの
をつくつて行く。あるいは豚、鶏、そ

の他の小畜畜と結びつけて、いろいろの食生活にまで切りかえて行つて、その牛といふものが農家の生活から経営まで一切にわたつて溶け込んで行く。そういう基礎の上に牛といふものが入つて行かなければ、牛といふものはほんとうに育たないし、そういうことでなければほんとうの寒地農業といふものは確立されないし、寒地に必要なる畜産といふものは立つて行かない。この点をひとつ掘り下げて局長はつかまなければいかぬと思ふのであります。たとえば北海道における土地改良の面において、泥炭地開墾などについても、今までのような表面上の水だけを抜いて、そうしてそこに客土して、その下の何尺か下つたところには水がどどくしてゐる。そういうところで農業経営をやる、そして泥炭地開墾ができたと思つてゐるが、何年か経つと地方が滅びて行く。ほんとうに泥炭地開墾をやるなら何尺か下の水がぶよ／＼してゐるその水を抜いて、ほんとうに浮き上つて来る土を大地につけて、そこに農業経営を確立しなければならぬ。それと同様に畜産なんかも寒地農業を確立するために畜産は絶対に必要條件である。そういうものをどういうふうにして経営の中に密着させるか、こういう考えに立つて畜産指導といふものの考え方、またその方向といふもの、その性格といふものを確立して行く。ただ濃厚飼料を輸入して、飼料さえ與えればそれで畜産の経営はできるのだ、こういう上つらの考え方をしたのは、何年経つても同じです。局長はそういう点について今後この酪農業といふものの確立を、各農家の一軒々々の中にいつばなサイロがなくても、

りつばな牧舎がなくても、こわれたようなわら小屋の中にも一頭つつの牛を置くのだ、そういう農業経営を確立するように、畜産指導方針を立てなければならぬ。りつばな牧舎をつくつて、りつばなサイロをつくつて、デンマークその他に見られるような、酪農業をやるようなそういう形式的なことをやつておつてはだめだと考えますが、その点については畜産局長はもう少し研究し、今までの指導方針を切りかえて、ほんとうに農業経営と畜産といふものを結びつけた方向に持つて行くように、畜産局の指導方針といふものを根本的に切りかえて行く考えがあるか、それを伺います。

○平田(左)政府委員 ただいま永井委員のお述べになりました乳牛飼育と農業と一体化して考えるというふうな方式にもつて行くようにというお説は、全般の御議論といたしましてはわれわれも同感であります。それにお言葉返すわけではないのでありますが、結局土地の利用上畜産といふものが農業の中に溶け込んで行くということが望ましいのであります。その方向を主眼としての指導をしておることも、これまた畜産局として従来とつていた方針であるのであります。私がただつけ加えて申し上げたいと思ひますのは、北海道の酪農業といふのは、ただ北海道のみの農業経営に溶け込んだだけでは足りないであつて、全体の乳幼児の食糧、バター、チーズその他の給源として北海道の地位といふものは、全国的に非常に重要な地歩を占めておると信じておるのであります。従つて北海道の畜産は北海道の農業と結びついてそれをもつて足れりとする

のではなくて、東京その他の内地の乳製品の足りない地帯への有力な給源地帯としての使命と合せてまた北海道に期待したい。かようなことで申上げておるので、御質問と違つて考えておるのではなく、さらにそういう点を考慮して申上げましたことを御了承願ひたいと思ひます。

○永井委員 たとえば農業経営で主食の供出という要請が強くなつて来ると、地方が足らなくなつて、農業経営がどう根本的に破壊されても、目先の主食生産といふものを追求して、内地におけるところの牛乳の需要の要請があつて、それが農家の経営の中でどう歪曲されて減退して行く根本の理由がそこに出て来ようと、目先々の乳牛を追求する。そういうところに畜産局のその日暮しの従来の経営の指導方針といふものがあつた。それが今日の全國の酪農業の発達を阻害してゐる一つの根本的理由であると私は考えておるのであります。でありますからただいま言われた局長の考え方といふものを、根本的にかえなければいかぬと思ひます。牛が経営の中に入つて密着して行つて頭数が増える。一頭の搾乳量が増えなくとも、全体の量においてふえて行くのでありますから、それが結局國の食糧、乳製品の生産の上にも、食糧の根本的の解決の上にも、役立つて行く、これは二義的の一つの結果として生れて来るのであります。要點はどうしても農業経営である限りにおいては農業を主体にして考える。こういう考えで行かなければいけないと思ひます。そして北海道においてなぜ牛が減るかといふことであります。これは興農公社が一手に牛乳

を集荷いたしましたして、そしてこれを処理しておる、こういう條件のもとに現在は乳價安いものと飼料といふものの関係がアンバランスが出て来て買えない。これはどうしても各々地にあるところの農業協同組合が、その牛乳の処理、肉の処理皮の処理、そういうものを結びつけて、農村工業といふものを考へて、そしてそれが生産農家にすべて還元されて行く。こういう條件が確立されなかつたらいけないと思ふのであります。北海道の農業にデンマークの方式を入れたといふことはこれは正しいと思ふのであります。デンマークにおいてはこれを農業協同組合の性格において、全部耕作農民みずからの手によつて実行しておるのであります。北海道の場合はどうであるかといふと、これを資本主義の形態に取り入れて、農村搾取の一つの経営形態になつておるのであります。農家に牛を飼わせる。そして乳や肉や皮これを農家から搾り上げて、そして別個に農家の経営と切離された形において興農公社なるものが、今度は株式会社になつたのであります。そういう経営形態でここに十の當利の企業家が経営されておる。こういうところに根本的な欠陥があると思ふのであります。これらの結びつきについて、畜産の振興をほんとうにはかるならば、これらの問題に根本的なメスを入れる必要があると思ひますが、これらについて局長はどういうふうにお考えおられるか。

○平田(左)政府委員 畜産の発展に對しまして資本的の経営を主とするか、農民の協同組合の経営の方向を助長する考へがあるかといふ御質問に對しましては、現在畜産局としてとつております方向も、お説のごとく農民の協同組合を主として考へておるのであります。先般申しました通りに、家畜の導入資本を農村復興金融資金としてあつせんにいたしておりますのもその借受主体は農業協同組合という方向にきまつておるのであります。この点につきましては永井委員のお考へと、従来畜産局のとつておるところと相違はないと信じております。もちろん資本的の経営でありましても、適当に畜産を奨励せしめるといふものについては、あえてこれを阻止する理由もないことであつたので、そういう方面よりの畜産への寄與といふことに對しまして、われ／＼は全体としての畜産の発展に有効な施設に對しましては、特に消極的の考へをとつてゐることもいたしておらないのであります。ただ北海道の興農公社が一手の集荷をしておるかどうかといふ点であります。この点についてはただいま正確な資料を持たないものでありますけれども、北海道長官のお話によれば、必ずしもそうばかりもなつてゐない。やはり山間部その他には協同組合的のものが集荷しておるといふことでありますので、北海道の酪農業が全部興農公社によつて一手に統制されてゐると思へておらないのであります。なお実情につきましてはさらに詳細な調査をいたしたいと考へております。

○永井委員 法案を上げることか急がれておるようでありますから、私はこゝでもつとつと込んでいろいろの面に對して徹底的な質問もいたしたいと思ひます。ただ最後に、北海道は御承知の

並々ならぬ勞力を拂うから、保健上当
然多くの食糧を必要とする、また肥料

の配給も少いので、自家肥料によらねばならず、また生活必需品の特配もないので悲惨な生活に陥っている、ついで

ては零細農家に産米保有量を増加されたいのである。

○坂本委員長 本件に関する農林当局の意見を求めます。

○山根説明員 御承知のごとく、零細農家に対する保有米は數年前までは、

一般の大規模農家と同様に、現在の基準で申しますならば、四合の保有を持

たせておいたのでありますが、同等の保有を持たせることはむしろおかしい

ではないが、片手間に自娯をして生計の足しにしているような形態のもの

業の農家との均衡上むしろ不釣合で
かしこいではないか。ところが、あんな

村側からの声も実は当時出たわけであ
ります。その点も勘考したし、まじ

て、先年來頓落農家の保有は、三・一五合に減少いたしておるのであります。

す。しかしながらこれらの農家といえども、農繁期には相当過重な肉體労働

をする関係もありますので、これらに
対しましては、農繁期の加配米でもつ

て農繁期の作業には一應支障のないよ
うな方途を講じておるのであります。

今ただちに元に復して、同じように四合の保有を持たせまことは、実は考

えておらぬのであります、農繁期加配米の運用でその間の適正を期して行

きたい、かように考えております。

○加藤(吉)委員 災害によつて補正さ

れた場合に、その零細農家が災害を受けた場合は、当然補正の恩典といいま

すか、恩典に加わるべきものであると

いう論と、それからその補正は供出する以上の農家に均霑させるものであるという論が起きているのであります。これは農林省としてどういう御方針なのでありますか、お伺いいたします。

○山根説明員 補正は、実は供出数量の補正でありますので、供出量をどれだけ補正するか、こういうことになるわけでありまして、零細の農家、従つて供出のかつておりません農家は、補正を受けないこととなります。

但しそうした農家が災害を受けまして、生産数量が減少したことは事実であるのであります。それら農家に対しては、いつから配給を開始するか、いつから轉落するかという限月の決定にあたりましては、災害の事実を当然組み入れてやつて行くということになるわけでありまして、補正数量は一應供出の数量ということになっております。

○澤澤委員 この問題は最近大分各地で深刻化した問題になっておるのであります。なるほど一面から見れば、全然土地を持たない人が二合七勺でがまんしておる。そして自分だけの食うものがあるから、つくつたのだからみんな食うというやうな、供出農家と同じ量を要求するということは、ちよつと無理なやうに考えられますが、實際零細農家の生活状態というやうなものを考えてみますと、比較的田間僻地の他の職業に轉換することの非常にむずかしい地方がいろいろ飯米農家を一番持つておるのであります。それがだん／＼産業の萎縮その他の事情で、労働の部面なども減つて来る。こういうことになると、旧來からの關係上、つ

くつたものを食べて非常に細々の生活をしておるといふものがそこに出て来るのであります。それが最近非常に深刻化したから、この零細農家の保有量の問題が再燃して大きく取上げられて、非常に大きな苦痛を訴えておるといふ状態になつて来ますならば、一應考え直さなければならぬ時期に到達しておるのではないかと考えておるのではありませんか、この点をひとつ將來において十分研究していただいて、そして仕事もたくさんあるというやうな、インフレ下の農村のふところがよかつた時分と同一の考えでなく、時の情勢等を十分考へてみる必要がある。こういう考へ方をしてみられる意思を持つてもらいたい。そしてこの案を一應全員が通しておいて、そして通つたからには十分考へていただきたい。どうしてもだめなら出さぬ方がいい。この点の考へをひとつ聞いてみたい。

○山根説明員 轉落農家の保有量を一般農家にする。元へもどう方法で研究してみようかあるかどうかというやうなお尋ねであります。実はこの前一年に三・一五に引下げましたときも、同じ轉落農家と申ししても、かたわらあるいは鉄道に出て、まつたく片手間にやつている農家もありますし、年間食えないけれども、ほとんど年間食えるだけ、経営しているというやうな形態がありまして、一率に三・一五にしますことにつきましては、実は當時からも問題があつたわけでありまして、私もとしましては、一率にそうしたことであくまで実情に即したものであると考へておらぬのであります。ただ食糧事情が今後急激に好轉でもいたしますれば別であります。

が、なお相当食糧事情が窮乏でありまして、最近特に農家配給のわづがいの／＼な方面で実は問題になつておるやうな実情から考へまして、この際それに逆行することく元に戻して、轉落農家の保有をふやす方向に進むことは、さしあたりの問題としては、実はなか／＼むずかしいのではないかと一見通しを持つております。しかしながら最初にもお断りしましたやうに、いろいろな形態がありまして、一率にこうすることが必ずしもすべての場合実情に合つておるかどうかというやうな問題もありまして、私もとしまして、これらの問題はさらに今後の問題として検討いたしますことにやぶさかなものではございません。

○坂本委員 本請願はこれを採択すべきものと存じますが、御異議ありませんか。

○坂本委員 御異議なしと認めまして、さう決定いたします。

○坂本委員 次に第三、北相馬郡における食糧供出割当軽減の請願、紹介議員小野瀬忠兵衛君、文書表番第二四七号を議題といたします。

なお同一趣旨の請願として第五、北佐久郡の食糧供出割当軽減の請願、小林運美君紹介、文書表番第三三九号並びに第六、南佐久郡食糧供出割当軽減の請願小林運美君紹介、文書表番第三三六二号をあわせて御審議願いたいと存じます。紹介議員の出席があらまのので、請願の趣旨を便宜上専門員に朗読いたさせます。

○岩隈専門員 一括して請願の趣旨を説明いたします。茨城縣並びに長野縣

地方は、本年たび／＼の暴雨によりまして、湛水はなほだしく、またアイオシ風、ペビー風等の結果、冷害、水害をこうむつた地方も相当廣汎にわたり、かつ摘葉枯病、うどんか等の発生を見ましたにかかわらず、本年度の供出割当は昨年よりも相当の増加でありまして、特に長野縣におきましては、約六万石程度の減収がありまして、にもかかわらず、中央の補正額はゼロでありまして、地方補正約六万石程度を認められておるにすぎません。かくては農民の負担は相当なものでございますので、今後の供出につきまして、格段の御配慮をお願いいたします、こういうのであります。

○坂本委員 本請願に対する農林當局の御意見を求めます。

○山根説明員 災害によりまして減収に對して供出量を補正いたしておるのであります。これは実は農林省としましては、まず縣単位の補正量を決定するのであります。縣全体の被害總量を縣の報告その他農林省が直接調査いたしました資料等に基づいて決定いたしました。それに基づいて縣全体の補正量を決定いたしたのであります。それを縣が町村なり、個人なりに実情に即しておろして行くことにいたしております。これは御承知の通りであります。実は災害を十分見て補正が行われておりますならば、かりにある程度米端へのおろし方が不適正でありまして、ただいま請願の要旨にありますやうな事態は起きないで済むこともあるかと思うのであります。何ぶんにも非常に窮乏な補正をいたしておりますので、それが末端まで参ります場合に、そういう事態が起きますことは認めざるを得ない

と思つております。しかしながら私どもとしましては縣全体の補正量として、一應私どもの見方でこれだけ補正してやれば供出は完納できるといふその数字をとらえておろしておるわけでありまして、かりに一地方に非常に無理な事態が起るといたしますれば、それだけほかでゆるい補正を受けたという理窟から申しますれば、そういうことにもなるわけでありまして、本年のやうに相當きつ補正しか認めなかつたやうな年には、各地にいろいろ問題があることを考へられることであります。実は先般の補正の知事會議におきまして、それが問題になつたのであります。そういうやうな場合どうしてくれるかということで、いろいろ知事各位と私どもの間にやりとりいたしたわけでありまして、結論といたしましては、もし非常に無理な事態が起きた場合には、先ほど申しましたやうに、理窟から申せば、一方においてそれだけ同量のゆとりができる理窟にもなるわけでありまして、他の地方において必ずそれだけ超過供出を知事の責任においてとつてもらふ。その縣自体において、一方において無理な事態に對しては、よく具体的に事情を調査いたしましたして、どうしてもこれ以上出せぬというやうなところに対しましては、一應それで供出の責任を免除するといふことでもございせんけれども、とにかく供出をいたさないことによつて、いわゆる強権発動の対象にはいたさないために、農家は八〇％しか出さない。一〇〇％の完遂にはならないけれども、とにかく一應御苦勞であつたといふことにはいたしてもらいたいという知事の要望に對してそれでは

そういう扱いにいたしました。こう
いう話で知事会議も進んだような事
情でありまして、ただいま請願にあり
ました各地域が、さらに私どもの方
で具体的に調査した上、そういうケー
スに当てはまりますならば、そういう
扱いをいたすことによつて解決いたさ
ざるを得ないのではないか、かように考
えております。

○坂本委員長 本請願はこれを採択す
べきものと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めま
す。

○坂本委員長 次に第四、感謝献穀救
済制度実施の請願、森三樹二君紹介、
文書表番号第三二五号を議題といたし
ます。紹介議員の御出席がありません
から、便宜上専門員からその趣旨を朗
読いたさせます。

○岩隈専門員 本請願の要旨は、全国
の神社寺院、神道、キリスト教会等に
対しまして、生産者から感謝献穀し、
これを信者のうちの困窮しておる消費
者の主食の不足を幾分でも補います
とともに、宗教的な情操の涵養に資し
たいと思ひます。

○坂本委員長 本請願に対する農林当
局の意見を求めます。

○山根説明員 御承知のように食糧事
情がきつうくつでありますので、供出
制度はまったく何と申しますか、相当
きつうのところで強行いたしてお
るような現状でありますので、本請願
にありますが、神社その他に各生
産者から献穀して、それを請願にあり

ますような用途に用いて行きたいとい
う理想自身は、まことに私も望ま
しいと思つておりますが、こつうい
うことを今ただちに実施し得るかどうか
といふことについては、私どもとして
はむしろ否定的な考え方をいたしてお
ります。

○坂本委員長 何か御質疑はありませ
んか。菊池君。

○菊池君 献穀といひまして
も、一握り持つて行くのと、それから
これを懸用いたしまして、一升も二升
も献穀するといふことになつて来ると
これは取締りがつかないと思つてある
りますが、この点はどんなふうな提案
者が考へておるか、提案者がいないの
でわからないのでありますが、こつうい
うところもよく聞かないと、これは簡
単に賛成できないと思ひます。

○坂本委員長 本請願はこれを留保す
べきものと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めま
す。

○坂本委員長 次に第七、食糧問題解
決のため、甘藷人造米製造許可の請
願、重富卓君紹介、文書表番号第五四
一号を議題といたします。紹介議員の
出席がありませんので、その趣旨を専
門員より朗読いたさせます。

○岩隈専門員 趣旨を申し上げます。
現下の食糧事情において、かんしよの
占むる地位はきつめて重大であります
が、これが輸送の途上における腐敗と
最近の品質の悪かんしよの受配事情
より考慮して、これが有効な措置をも
つて、主要食糧の打開をはかること

はきつめて重要でありますので、つい
ては多年研究の結果、かんしよ初めば
れいしよ、とうもろこしを原料とした
人造米の製造に成功した事実にかんが
み、これを適当に混入して食糧に供せ
られるならば、有効なる処置となり、
現下の食糧事情の打開に益すること
きつめて甚大であるのであります。つ
いては前掲の原料をもつて人造米の製
造許可を願わんとするものが、本請願の
趣旨であります。

○坂本委員長 本請願に対する農林当
局の意見を求めます。

○山根説明員 いもをあのままの形
でなしに、お米のような形にして食べ
ようというふうな趣旨から、人造米の計
画が実は私どもの方へも出ておるので
あります。私自身はこれを試食した結
験もないのでありますが、私どもの方
でそれを試食した結果から見ますと、
なるほどいもを原形のまま食べますよ
りは、味なり舌ざわりなり、その他に
おいて特別にお米と混食する場合、こ
れは非常にいいものと考えております。
しかし遺憾ながら、生産費が非常にか
さんで相当高いものにつくわけであり
まして、これを消費者に万遍なく普及
させることが、こつういふ見地から実
は多分に問題を持つておるわけであり
ますが、しかしながらいもを処理方法の
一つとして、これはこつういふ面を除
けば考慮すべき問題であるといふふう
に考へて、これに對しては農林省とし
ましても、ある程度の助長奨励策を今
までとつて来たのであります。これは
工場に対する原料の配給なり、工場設
備に對する金融の斡旋なりの形でこれ
を取上げて来ておつたのであります
が、実は遺憾ながら金融機関の面にお

けるこの問題の理解がなお完全でな
かつたりいたしたような関係もありま
して、今日まで実は予定通りの普及は
見ていないのであります。かりに何
かの改善によつて生産費がよほど安
く、済むといふようなことになりました
らば、いもの食ひ方として、お米のよ
うな形にして食べるといふようなこ
とで、私どもとしてもそれに対して意
味を認めておるのであります。

○坂本委員長 何か御質疑はありま
すか。――別にないようであります。本
請願はこれを採択すべきものと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では御異議ないものと
認めまして、さよう決します。

○坂本委員長 この際おはかりいたし
ます。林業対策小委員会の報告決議案
起草の件を日程に追加したいと存
じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めま
す。それでは先般の委員会に留保いた
しました本件に關しまして、野原小委
員長よりその後の経過について御報告
を願ひます。

○野原委員 先般本存員会におきまし
て、林業対策小委員会で協議いたしま
した本年の冬における薪炭の需給対
策、それに対しては薪炭の生産並び
に需給に關する政府に申入れをする案
件に對しまして、いろ／＼委員各位と
相談をいたしました。その間小委員
会の試案に對しましては、二疑問の点
が生じて参りましたので、委員会にお
きましていろ／＼と話し合ひました結
果、一應の成案を得ましたので、これ

を農林委員会として決議をお願いいた
したいと思つております。ただいま
試案を朗読いたします。

決議

國民生活の安定に至大の影響を齎
す燃料確保の問題は年次を追うて好
轉しありとするも尙現下の薪炭事情
は民生安定上、憂慮せらるるをもつ
て政府はこの際冬期燃料対策に格段
の努力を傾倒せられと共に左記事項
につき適切な措置を講ぜられるよ
う決議する。

決議事項

一、薪炭價格の引上げ実施に伴ひ原
木價格の不当なる騰貴を予想せら
れるが斯くては生産に悪影響を與
うるをもつてこれが措置に遺憾な
きを期すること。

二、原木の伐採については濫伐の弊
害を是正するため計画的措置を講
ずると共に原木の手当については
政府の責任においてこれを行うこ
と。

三、原木購入資金並に生産資金につ
いては薪炭手形等の制度による融
資の途を講ずること。

四、薪炭價格については再生産所要
價格とし他の物價との均衡を図り
且つ物價の変動に應じこれを改訂
すること。

五、需給、配給機構の簡素化を断行
し中間手数料の低減をはかるこ
と。

六、需給の状況に即應し適切果斷な
る輸送計画を実施すると共に輸送
用所要資材の増配を行い需給の一
掃を期すること。

七、供出代金は即時これを交付しと
共に事情により前拂いの概算方式

を採用すること。

八、超過供出については價格、報奨物資等主要食糧同様の措置を講ずること。

九、生産者に対し石炭労務者同様食糧、衣料地下足袋等の増配を行うこと。

一〇、生産者に対する課税については現行の基礎控除、扶養控除はこれを廃し生計費控除の一本建てとし生産者の生活保証の措置を講ずること。

昭和二十三年十一月二十六日

こういう原案でございます。以上をもつて簡単に御報告いたします。

○坂本委員長 お語りいたします。ただいま野原林策対策小委員長より御報告のありました決議案に対しまして御意見はありませんか。——御意見なしと認めます。これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。本委員会といたしまして、関係方面の了解を得た上におきまして、強力にこれを政府に要望いたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

〔参照〕

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
家畜市場法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書
請願に関する報告書
〔都合により最終号に掲載〕

昭和二十三年十二月十五日印刷

昭和二十三年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局